

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

上場株式の低価法による評価損

Q: 会社で所有している上場株の価額が低下しています。評価損を計上できますか。

A: 企業支配株式以外の上場有価証券については、低価法による評価損の計上が認められています。

低価法は、その有価証券の取得価額と期末時価を比較していずれか低い価額で有価証券を評価する方法です。

ここでの期末時価とは、期末日現在の最終価格と購入手数料等の費用の合計額をいいます。

低価法を選定する場合には、評価方法の選定の届出書を税務署に提出しなければなりません。低価法を選定していれば、実際に売却しなくても上場株の評価損が計上できることになります。

ただし、特定銘柄だけを選んで適用することはできず、次の①～⑦の区分ごとに低価法を選定するかを決めることになります。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債
- ③ 転換社債
- ④ 新株引受権付社債
- ⑤ 株式（新株引受権を含む）
- ⑥ 証券投資信託及び貸付信託の受益証券
- ⑦ ①～⑥以外の有価証券

